

第2次岡崎市文化振興推進計画改定（案）に対する意見と市の考え方

	意見	市の考え方
1	<p>14 頁「1-1(2) 市民が文化活動を行う場と機会の充実」</p> <p>市民展は今後も勧めて行くべきと私は考えます。小さな個の団体が有料の美術館を借りて自分たちの作品展を開催していますが、それは即ち、出来た作品を発表し他人に鑑賞して頂きたいのです。</p> <p>それが進んだのが自分の実力を試せる市民展です。その結果によって、岡展に挑戦できるかの指針にもなります。岡展の先は二科展や日展へと順番に、腕を磨いていきます。ここで提言している「他で展示公開活動が行われている中で」とは、何を指しているのでしょうか。</p>	<p>多くの方に気兼ねなく応募いただける間口の広い展覧会が市民展であり、市民や団体の活動の成果を発表する場としての役割も持つと考えております。現在は、美術教室や学校等でも展示公開活動が広く行われ、発表の場が充実してきているため、市民展の果たす役割を検討する時期にきていると考えます。加えて、近年の市民展においては、新型コロナウイルス感染症の影響により出品数が激減したこと、また部門によって応募点数の偏りがあることから、今後の開催方法等について見直しが必要です。より多くの方に市民展に参加いただけるような実施方法について検討してまいります。</p>
2	<p>23 頁「5 文化芸術を活かした地域の活性化」</p> <p>新たな発展として、インターネットで美術鑑賞とありますが、美術品は実物を生で鑑賞することで感動を得られるものなので、インターネットはPR程度で使うくらいが良いかと思えます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術を鑑賞する機会が失われている中で、新たな鑑賞方法の模索及び活用が必要であると考えております。美術鑑賞のみならず、文化芸術活動を生で鑑賞することと、インターネットで鑑賞することを相反することとは捉えず、今後の有効な鑑賞方法の一つとして検討してまいります。</p>

3	<p>5 頁「5 計画の対象とする文化芸術の範囲」 俳句、短歌、川柳、歌謡などの「文芸」の創作活動はどこに位置付けされるのか。 また、映画や寄席演芸は、鑑賞といえは「文化芸術」であるが、娯楽で楽しむ時も「文化芸術」といえるのか。</p>	<p>「文学」及び「文芸」について、どちらも言語で表現される芸術であると考えていることから、「文学」と「文芸」それぞれで位置づけはせずに、「文学」という言葉で扱いたいと考えております。 娯楽として享受されたものについては、「文化芸術」とは言い難いと考えています。各人によって捉え方が違うと思いますので、意識調査等を行う際には、「文化芸術」が何を指しているのか明記します。</p>
4	<p>19 頁「4 文化に対する市民意識」 「文化芸術活動を行っていますか？」の設問に対し、活動を行った割合が低いとされているが、「文芸」の創作活動を加えれば多少は数値が上がるのではないかと。</p>	<p>今回の意識調査では、文化芸術活動の中に「文芸」も含まれたものとして設問を立てていましたが、何をもち文化芸術活動といえるのか明確にできていませんでした。今後、意識調査を行う際には説明を追加します。</p>
5	<p>25 頁「第3章 文化振興の理念と目標」 31 頁「第4章 施策の方向と主要施策」 「文芸」のジャンルが入っていないのではないかと。</p>	<p>「文学」及び「文芸」を含む市民の文化芸術活動については、34 頁「6 文化活動や発表の場の充実」、「7 文化や芸術に関する活動団体の支援」、「8 市民活動団体への助成制度の充実」などの施策を進めてまいります。</p>
6	<p>59 頁「第6章 文化施設の役割」 63 頁「第7章 計画の推進に向けて」 全市的な施設のほか、地域交流センターを位置付けてはどうか。例えば、やはぎかんの各部屋及びロビーにていろいろ講座、展示会、発表会などが行われている。それらも市民の「文化芸術活動」であると思う。</p>	<p>地域交流センターは、施設の設置目的から計画全体を通じて文化施設と位置付けてはおりませんが、施設内で行われる活動には市民の文化芸術活動も含まれていると考えられるため、34 頁「6 文化活動や発表の場の充実」に記載している通り、施設の文化的な利用の促進を進めてまいります。</p>

7	<p>22-23 頁「5 取り組むべき主要課題」 3 及び 4 の項目について、市民活動をしている小さな団体や芸能を継承している団体、ボランティアも高齢化していて支援が必要と感じます。</p>	<p>市民活動団体や文化芸術団体の活動、ボランティア活動において、次世代への継承が大きな課題の一つと認識しております。</p> <p>今回いただいたご意見の視点を踏まえて、35 頁「1-2 (1) 文化創造の担い手となる人材の育成・支援」及び 36 頁「1-2 (2) 文化を享受・創造する次世代の人材の育成」の施策を進めてまいります。</p>
---	--	--

※ いただいたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約しています。